

DFFTに関するこれまでの取組及び本検討会の趣旨について

2024/1/30 デジタル庁 国民向けサービスグループ 国際戦略

DFFTに関するこれまでの取組

DFFT（Data Free Flow with Trust：信頼性のある自由なデータ流通）の提唱

- 2019年1月、ダボス会議において、安倍総理が「信頼性のある自由なデータ流通」（DFFT）を提唱
- 2019年6月、G20大阪サミットにおいて、DFFTの意義・役割を明示した首脳宣言に合意

<（2019年1月23日）ダボス会議 安倍総理演説（抜粋）>



5年前の私の約束は、今でも同じです。古くなった規制を変えるため、私は私自身をドリルの刃として、突き抜け続けます。成長のエンジンは、思うにつけもはやガソリンによってではなく、ますますもってデジタル・データで回っているのです。

よく私たち、WTOの改革が必要だと言いますが、ともすると、いまだに農産品ですとか、物品の世界で、つまり距離や国境が重要になる世界で、私たちは考えています。新たな現実とは、データが、ものみな全てを動かして、私たちの新しい経済にとってDFFTが、つまりData Free Flow with Trustが最重要の課題となるような状態のことですが、そこには、私たちはまだ追いついていないわけです。

<（2019年6月29日）G20大阪首脳宣言（抜粋）>

プライバシー、データ保護、知的財産権及びセキュリティに関する課題に引き続き対処することにより、我々は、データの自由な流通を更に促進し、消費者及びビジネスの信頼を強化することができる。（中略）このようなデータ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト（信頼性のある自由なデータ流通）は、デジタル経済の機会を活かすものである。



DFFT研究会のふり返り

- DFFT研究会 (※) にて、企業が直面する**データ越境移転の障壁を明確化**
 - ・ 日本の産業界は、規制・法令の透明性向上を特に喫緊の課題と認識
 - ・ 国際的かつ分野横断的な規制・政策協力と技術活用にむけた「場」の必要性
 - ・ マルチステークホルダーのDFFTの具体化・国際データガバナンス形成への直接参加を提言

(※) 2021年度、2022年度に経済産業省主催で実施された「データの越境移転に関する研究会」(DFFT研究会)

【参考】

(2021年度) データの越境移転に関する研究会報告書 2022年2月28日

企業が直面するデータ越境意見の障壁と課題を明確化し、DFFT具体化に向けて核となる5つの領域を特定

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/data_ekkyo_iten/pdf/20220228_1.pdf

(2022年度) データの越境移転に関する研究会報告書 2023年1月31日

前年度特定されたデータの越境移転における課題への政策的な対応については、「ステークホルダーと政府当局の間の対話の場」ならび「政府当局間協議の場」を通じてステークホルダーが協力して実際に対処していくことが重要であることが議論され、国際的な協力枠組みの必要性について報告

[20230131_1.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/data_ekkyo_iten/pdf/20230131_1.pdf)

DFFTの具体化

ボトムアップ、解決策志向、分野横断的かつ具体的な協力を可能にする恒久的メカニズムの確立

- “We recognise that there are **potential gaps in international governance** to operationalise DFFT...due to its cross-sectoral nature”
(G7デジタル技術閣僚会合声明)
- 政策・規制・技術の包括的且つ分野横断的なチャンネルを開発し、政府以外のステークホルダを巻き込むことで、貿易ルールを補完
 - 分野横断的な協力：DFFTの要諦は様々な分野間及び分野における各国間の政策の調整
 - 概念から具体的な解決策へ：国境を越えたデータアクセスの実情において、アクターが直面する問題や障壁に関するエビデンスに基づき、具体的な解決策を構築（政府内外の知恵を結集）
 - DFFTを推進する恒久的な場所：デジタル分野の国際イニシアチブやプロジェクトは流行り廃りが激しいが、長期的な相互運用性、データ共有・アクセスの共通の手段やインフラを構築するためには、政策やプロジェクトの継続性を確保することが必要
- 2023 G7広島サミット・高崎デジタル・技術大臣会合：
DFFTの具体化に向けた国際制度（Institutional Arrangement for Partnership）の設立を承認へ



高崎で開催されたG7デジタル・技術大臣会合にて、河野デジタル大臣は、DFFT（信頼性ある自由なデータ流通）具体化に向けた国際制度の設立とG7の優先項目を議長として取りまとめ、首脳間での承認を求めた。

G7 日本議長年の成果：DFFT具体化のための国際枠組み立ち上げ

G7 広島サミット宣言（5月）

広島サミット・首脳宣言

- DFET具体化のための国際枠組み（Institutional Arrangement for Partnership：IAP）の立ち上げの承認
- DFET具体化の今後の進展について首脳および関係閣僚に報告を求める

総理発言

デジタルについては、G7の価値に沿った生成系AIや没入型技術のガバナンスの必要性について確認できた。特に生成系AIについては、担当閣僚のもとで速やかに議論させ、本年中に結果を報告させたい。また、人間中心の信頼できるAIを構築するためにも、DFETを具体化させるべく、閣僚レベルの合意に基づき、国際枠組みの早期設立に向けた協力を得たい。議長国として相応の拠出を含め、貢献していく。

G7 デジタル・技術閣僚宣言（4月）

- IAPを数か月内に立ち上げるよう努めるとともに、[附属書1]で承認された共通のビジョンをIAP下で達成するための手段について更なる議論を行う。

→ まだ存在しない国際枠組みを「承認する」にあたって、G7としてIAPの制度詳細およびIAP下におけるプロジェクトの立ち上げについて、サミット後に作業部会を継続して立ち上げに向けた議論を行い、年末までに閣僚に報告することを決定。

2023年12月 G7デジタル・技術大臣会合における議論の主な成果

- 2023年12月1日にweb形式で「G7デジタル・技術大臣会合」を開催。
 - 本会合において、DFFT具体化のための国際枠組み（IAP：Institutional Arrangement for Partnership）の設立に向けた取組の成果について、デジタル分野の担当閣僚間で議論（議長：河野デジタル大臣）を実施し、成果文書として、「DFFTの具体化に関する閣僚声明」を採択。主なポイントは以下の通り。
- ✓ IAPは、各国政府及びステークホルダー、データ保護当局含めた様々なバックグラウンドを持つデータガバナンスに関する専門家からなるコミュニティを結集し、実用的な解決策の提示を含めDFFTの具体化に向けて個人・非個人データの国境を越えた流通の推進に協力することについて貢献することを再確認した。
 - ✓ G7は、IAPが今回の閣僚宣言及び附属書※で確認された原則に基づき活動すること、早期に初期プロジェクトを立ち上げ、具体的な進展を実現すること、関係国際機関と協力し国境を越えたデータ流通や信頼性のあるデータ流通の育成に貢献すること、G7首脳・閣僚に進捗を報告することを求める。
- ※附属書のポイント
- IAPの具体的な役割として、データガバナンスに関する多数国間政策調整・政策立案をサポートするため、既存の国際機関等を活用しながら、政策担当者と多様なバックグラウンドの専門家・ステークホルダーが、プロジェクト・テーマ毎に連携する国際機関の組み合わせを変えて、柔軟なメンバーシップと専門性で問題解決にあたる旨を明記。
 - 事務局はベースとなる国際機関（OECD）に設置。
 - IAPで実施すべき初期プロジェクト（データの越境移転に関する規制の国際データベース作り、PETsを活用した規制のサンドボックスでの協力等）を特定。
- ✓ OECDがこの国際的な取組を進めるのに適しているとのG7見解のもと、OECDでのIAP設立に向けた議論を歓迎する。この観点から2024年OECD閣僚理事会における日本の議長国就任に期待する。
 - ✓ G7は、イタリアが次期G7議長国として、日本がこれまでG7議長国として推進してきたDFFT及びIAP設立に関する議論を引き継ぎ、そのアジェンダを発展させることを歓迎する。

DFFT具体化のための国際枠組み・メカニズム

Institutional Arrangement for Partnership (パートナーシップのための制度的アレンジメント)

● Institutional Arrangementについて

- ① OECDの既存委員会（政策分野ごとの加盟国の意思決定機関）を活用。DFFTに関する多数国間の政策立案・調整を推進
- ② 委員会の下に、政府関係者と専門家・ステークホルダーからなる作業グループ（プロジェクト）を設置。
委員会の政策立案・調整に向けた助言と、そのボトルネックを解消する具体的なソリューションを議論・開発・提供

● for Partnershipについて

- ③ 作業グループごとに様々な国際組織・機関と連携した共同プロジェクトが可能。各加盟国に対して共通のソリューションを提供



※各作業グループには、プロジェクトの性質に応じて、政府・ステークホルダーからそれぞれ適切な代表者が参加

【プロジェクト例】

- データの越境移転に関する政策・規制の透明性向上（ASEAN/アジア連携を念頭）
- 規制アプローチにおける共通性を特定し、特定分野における国際的なコンプライアンスアプローチの推進（例：digital payments）
- PETsの新たなユースケースの特定とドキュメント化、PETs規制サンドボックスの知見活用の検討
- OECDガバメントアクセス原則の履行と啓蒙活動

DFFTコミュニティ (IAP)

※OECDのもとで承認（2023年12月4日）

国際データガバナンス検討会の趣旨

国際データガバナンス検討会の趣旨

● 検討会実施の目的

OECDの下で立ち上がったInstitutional Arrangement for Partnership (IAP) において、データの越境移転に係る我が国企業等の国内ステークホルダーのニーズを踏まえた具体的かつ有意義な提案のための、有識者による議論・検討を行うことを目的とする。

	国際データガバナンス検討会	企業等へのヒアリング
機能・役割	産官学の課題集約	民間企業や研究機関によるデータ利活用先行事例の収集
	政策提言とりまとめ	国際動向を鑑みたデータ・AI関連の取り組むべき課題の洗い出し
	国内に対する国際動向の共有・発信	



エコシステム化

関係各所から意見・課題集約し
DFFTの推進のための課題精査
政策提言とりまとめ



民間企業や研究機関との
国際動向・先行事例等の情報共有/勉強会



デジタル庁
Digital Agency